

令和6年12月

定期報告関係各位

一般財団法人 熊本県建築住宅センター

定期報告調査（検査）の適正な実施について（お知らせ）

平素より、建築物等の定期調査（検査）報告に関しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

建築物等の定期調査（検査）報告に関して、別添のとおり、令和6年12月17日付けで国土交通省より建築基準法第12条に規定する定期検査において、「無資格者による定期検査の実施」、「検査を実施していない検査員氏名の定期検査報告書への記載（名義貸し）」の事案が発生し、注意喚起がなされました。

皆様方におかれましても、建築物等の安全性確保のために実施される定期報告制度を十分認識していただき、定期調査（検査）を適正に実施していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

国住参第 3324 号
令和 6 年 12 月 17 日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）

昇降機の定期検査の適正な実施について

本月 11 日、アールテック工業株式会社より、同社が実施した小型エレベーターの法定定期検査（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 3 項に規定する定期検査）において、無資格者による法定定期検査の実施、検査を実施していない検査員氏名の法定定期検査報告書への記載（名義貸し）を行っていた旨の報告がありました。

国土交通省は、同社に対して、所有者等への丁寧な説明、早急な再検査の実施とその結果の特定行政庁への報告、本事案に係る徹底した調査、原因究明及び再発防止策の報告等を行うよう、指示したところです。

本事案は、昇降機の安全性確保のために実施される定期検査制度に対する国民の信頼を揺るがす行為であり、あってはならないことと考えています。

つきましては、貴都道府県におかれましては、定期検査を適正に実施するとともに、仮に違法行為を把握した際には、速やかに国土交通省又は特定行政庁に報告を行うよう、地域法人等と連携して、定期検査の報告受理時等の機会を通じて、定期検査を行っているエレベーター保守事業者に対して、注意喚起していただきますようお願いいたします。

また、貴管内の特定行政庁に対して、この旨を周知いただきますようお願いいたします。